

## 社会福祉法人七穂会 役員等費用弁償規則

平成元年3月7日 制定      平成5年3月16日 一部改正      平成15年1月27日 全部改正      平成18年9月25日 一部改正  
平成23年5月26日 一部改正      平成29年3月28日 一部改正

(目的)

**第1条** 本法人役員等（理事・監事・評議員・評議員選任解任委員）に対する費用弁償額及びその支給方法は、この規則の定めるところによる。

(費用の弁償)

**第2条** 役員等が招集に応じ、または職務に従事したときは、その都度別表により、これを弁償する。  
2. 特別の事情によって前項により難いときは、現に要した実費の全部または一部を支給する。

(外国旅行の旅費)

**第3条** 外国旅行の旅費は、胎内市職員旅費支給条例を準用し支給する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。  
この規則は、平成5年4月1日から施行する。  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
この規則は、平成18年9月25日から施行する。  
この規則は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分		金 額
鉄道・船・航空賃等		社会福祉法人七穂会職員 旅費支給規則による
自家用車使用による車賃		(1 kmにつき) 20円
宿泊料	県 内	(1 夜につき) 10,000円
	県 外	(1 夜につき) 12,000円